

# 第 1 部

## 総 説



## 第1章 令和2事務年度（令和2年7月1日～令和3年6月30日）の主要事項

### 1 新型コロナウイルス感染症への対応

#### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われた。

国税庁においては、申告相談や税務調査等のため納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い（手指消毒）・マスク着用等の感染防止策を徹底するほか、咳や発熱等の症状のある者の出勤を禁止するなど、感染拡大防止に努めてきた。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、国税庁ホームページによる周知のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、Twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行った。

#### (2) 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、令和2年分確定申告においては、外出をせずともスマートフォン等から申告できるe-Taxの利用を従来以上に呼び掛けるとともに、公的年金を受給されている方を主な対象として、令和3年2月16日より前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図った。

また、確定申告会場のレイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確実に確保するとともに、会場内の混雑回避を徹底するために、会場への入場には、入場できる時間を区切った整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施した。その上で、来場者にマスク着用をお願いするとともに、検温を実施し発熱等がある方については後日の来場をお願いするといった感染予防への協力をお願いし、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を行った。

なお、令和3年2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、令和2年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について同年4月15日まで延長することとした。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月31日、消費税については同年5月24日にそれぞれ延長した。

#### (3) 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記(2)の一括延長の

対象ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長を認めることとした。

#### (4) 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、令和2年4月30日に成立・施行した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により創設された「納税の猶予の特例」（特例猶予）などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用した。

特例猶予の申請期限は令和3年2月1日に終了したが、申請期限が過ぎた後においても、既存の猶予制度を活用できるよう税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めた。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨した。

表1 特例猶予の適用状況

	適用件数	適用税額
令和2年4月～令和3年2月 (注) 1, 2)	件 322,801	百万円 1,517,647
(参考) 既存の猶予制度 平成30事務年度 ((注) 3, 4)	件 41,871	百万円 69,487

(注) 1 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和3年3月31日までに許可したもの。

2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれない。

3 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。

4 職権による換価の猶予は除く。

#### (5) 調査等の取組

令和2事務年度の実地調査は、調査優先度の高い事案について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等の状況に配慮し、納税者等の理解と協力を得た上で、感染防止策を徹底し実施した。

また、実地の調査以外の調査及び行政指導については、原則、電話や書面等の対面によらない方法で実施した。

#### (6) 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施した。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている料飲店等に対し、令和2年6月末を申請期限として、迅速かつ簡素な手続で料飲店等期限付酒類小売業免許を付与した。この免許の免許期限については、免許付与後6か月としていたところ、最長で令和3年3月末まで延長した。
  - ② 手指消毒用エタノールの需給状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、令和2年4月、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図った。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとした（令和2年4月21日）。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行った。
  - ③ 令和2年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととした。
  - ④ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、業界団体と連携するなど、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション（地域での消費者向けイベント等）及び、日本産酒類の輸出回復・拡大のための販路開拓支援、国際的プロモーション、ブランド化・酒蔵ツーリズムの推進等に取り組むこととした。さらに、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととした。
  - ⑤ 緊急事態措置区域等における飲食店への酒類の提供停止を伴う休業要請等により影響を受ける酒類業者について、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した支援の取扱いが示されたことを受け、令和3年5月以降、国税庁から各都道府県に対し、各地域の実情に応じた積極的な支援について累次にわたり要請を行った。
- (7) 路線価等の対応

令和2年分の路線価等については、新型コロナウイルス感染症の影響による地価下落の可能性を踏まえ、路線価等の公開時に「広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、納税者の皆様の申告の便宜を図る方法を幅広く検討する」旨を発表し、令和2年7月～12月適用分について、大阪市中央区の一部の地域において「地価変動補正率」を定め、路線価の補正を行った。

## 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

### (1) 概要

国税庁では、令和3年6月11日に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2.0－」を公表し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方

の抜本的な見直し」に取り組んでいくことを明確にした。「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を二本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた将来構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータの活用等の取組を更に進めていくこととしている。

## (2) 納税者の利便性の向上

年末調整については、令和2年10月から、必要なデータを入手して申告データに自動で取り込むマイナポータル連携機能により、生命保険料控除証明書等のデータの各種申告書への自動一括入力を可能としたほか、各種申告書を電子的に作成及び提出することができる年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの提供を開始した。

また、e-Taxについては、主なものは次のとおりであり、いずれも令和3年1月から実施した。

- ① マイナポータル連携機能により、生命保険料控除証明書等データの所得税確定申告書等への自動一括入力を可能とした。
- ② これまで対応していなかった申請・届出手続について、イメージデータ（PDF形式）でのe-Taxによる提出を可能とした。
- ③ 個人納税者のダイレクト納付の利用届出や振替納税に係る口座振替依頼書について、e-Taxによる提出を可能とした。

このほか、納税者からの相談について、令和2年10月からチャットボットの運用を本格的に開始して年末調整に関する相談に対応するとともに、令和3年1月から、所得税の確定申告に関する相談について内容の充実を図った。

## (3) 課税・徴収の効率化・高度化

申告内容や調査事績等各種データを最大限に活用するなど、調査選定の高度化に向けた取組を行うとともに、納税者の理解と協力の下、調査事務の効率化を進める観点から、Web会議システムなどを活用したりリモート調査を実施した。

また、滞納者の情報や架電履歴等のデータを分析することで電話催告に対する応答率を向上させ、より効率的に接触を行うための検討を行った。

## 3 消費税の軽減税率制度の定着及び適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に向けた対応

### (1) 制度の概要

令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施され、消費税の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となった。

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされた。

また、令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施され、それに伴い令和3年10月1日から適格請求書発行

事業者の登録申請の受付が始まる。インボイス制度の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

## (2) 取組

軽減税率制度の定着及びインボイス制度の円滑な実施に向けて、次の施策に取り組んだ。

### イ 周知・広報の実施

軽減税率制度の更なる定着に向けて、関係省庁との連携の上、説明会を開催するなど制度の周知・広報、相談、指導、事業者の方の実情に応じたきめ細かい対応に努めてきた。

インボイス制度の円滑な実施に向けては、事業者の方が制度への理解を深めた上で、それぞれの実態に応じた対応や準備を進めていただくことが必要となるため、①オンライン説明会の実施及び関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会への講師派遣、②業界専門誌及び関係府省庁や関係民間団体とも連携した各広報誌への広告の掲載、③国税庁ホームページにインボイス制度特設サイトを開設し、制度を解説した動画や各種パンフレット、Q&Aの掲載を行うなど、制度の周知・広報に努めた。

### ロ 相談体制の整備

各制度に関する事業者・消費者からの質問・照会等に対しては、全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）のほか、「消費税軽減税率電話相談センター」（軽減コールセンター）において対応した。また、適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始に向けて、軽減コールセンターを「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」（軽減・インボイスコールセンター）としてインボイス制度に係る相談体制の整備を行った。

## 4 酒類業の振興

### (1) 酒類業振興の取組

国税庁としては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等を踏まえ、日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組むこととしており、令和2事務年度においては、国内の輸出商社との商談の機会を提供する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げたほか、海外バイヤーとの「オンライン商談会」を実施するなど、海外販路拡大に向けた取組を実施した。

そのほか、国税庁初の事業者向け補助金として、酒類事業者が直面する酒類業従事者の減少や高齢化等の課題を踏まえた酒類事業者の新規性・先進性のある取組を支援するための「酒類業構造転換支援事業費補助金（フロンティア補助金）」及び日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組を支援するための「日本産酒類海外展開支援事業費補助金（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）」を創設し、令和3年2月より公募を開始した。採択された事業者に対しては、令和3年4月以降より順次交付決定を行い、補助金事務についての適切な助言・指導を行った。

(2) 輸出用清酒に係る製造免許の特例

日本酒の輸出拡大に向けた取組等を後押しする観点から、令和2年度税制改正により、輸出用清酒製造免許制度が新たに設けられ、令和3年4月から申請の受付を開始し、同年5月に全国で初めての免許交付を行った。

(3) 地理的表示（G I）の普及拡大

令和2年9月にG I「和歌山梅酒（その他の酒類）」、令和3年1月にG I「利根沼田（清酒）」、同年3月にG I「萩（清酒）」、同年4月にG I「山梨（清酒）」、同年6月にG I「佐賀（清酒）」、「大阪（ぶどう酒）」、「長野（ぶどう酒、清酒）」、「山形（ぶどう酒）」の9件を新たに指定し、酒類の地理的表示は合計21件となった。

また、G I「琉球（蒸留酒）」と「灘五郷（清酒）」の生産基準を変更した。

(4) 日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

施政方針演説（令和3年1月18日第204回通常国会）における総理発言や、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、文化庁等と連携し、日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を進めた。

## 5 災害への対応

(1) 概要

令和2事務年度においては、日本各地で大規模な災害が発生した。令和2年7月には、令和2年7月豪雨の影響により、九州（熊本県）を中心とした広範囲で河川の決壊・氾濫等により多大な被害を受けた。このような災害に対し、国税庁においては次のような対応を行った。

(2) 国税の申告・納付等の期限の延長

令和2年7月豪雨をはじめとする大規模な災害に対し、災害発生直後から、個別指定（災害により申告・納付等をその期限までに行うことが困難な納税者については申請に基づき期限の延長ができる制度）について、国税庁ホームページ等を通じて周知・広報を行った。また、被災地を管轄する各国税局から、管轄区域内の被災状況について情報収集を行い、被災状況等を勘案し、熊本県の一部の地域を対象として、国税の申告・納付等期限の延長措置（地域指定）を行った。

(3) 災害に関する税務上の取扱いの周知

次のような災害に関する税務上の取扱い等について、災害発生直後より、パンフレットや国税庁ホームページ等で周知・広報を行った。

イ 所得税及び復興所得税の軽減又は免除等の税制上の措置

災害により住宅や家財などに損害を受けた納税者は、確定申告において、①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税及び復興所得税の軽減又は免除を受けられる場合がある。

ロ 災害により納税が困難な納税者への納税緩和制度の適用

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付する



ことができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、「納税の猶予」を受けることができる。

#### ハ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置

販売のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害減免法」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができる。

#### (4) 被災地への支援

被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、内閣府による調整の下、被災者の人命に関わる必需品を緊急輸送するプッシュ型支援が進められた。

## 6 新たな「国税庁の組織理念」の策定

### (1) 策定の経緯

平成 13 年に国税庁の組織理念（国税庁の使命）が制定されてから、約 20 年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境、組織における働き方や人々の価値観が大きく変化した。こうした変化を踏まえて、職員の「理解」や「共感」を深めるという観点から、令和元年 9 月から策定に向けた検討を開始した。

策定に当たっては、国税庁・全ての国税局・全ての税務署において意見交換会を実施し、延べ 2 万人を超える職員が参加した。職員から寄せられた幅広い意見を踏まえて、令和 3 年 4 月 1 日付で新たな「国税庁の組織理念」を策定した。

### (2) 国税庁の組織理念

国税庁の組織理念	
使命	納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。
任務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現</li><li>● 酒類業の健全な発達</li><li>● 税理士業務の適正な運営の確保</li></ul>
組織として目指す姿	<b>信頼で 国の財政 支える組織</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。</li><li>● 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。</li><li>● 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。</li></ul>
行動規範	<b>使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。</li><li>● 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。</li><li>● 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。</li></ul>

## 第2章 租税収入状況

### 第1節 経済概況

我が国の令和2年度の経済動向については「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和3年1月18日閣議決定）」において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

なお、令和2年度における主要経済指標は以下のとおりである。

#### 1 国内総生産

令和2年度の実質国内総生産は、実額で527.1兆円（令和元年度551.5兆円）、成長率は4.4%減（令和元年度0.5%減）となった。

令和2年度の名目国内総生産は、実額で536.7兆円（令和元年度558.3兆円）、成長率は3.9%減（令和元年度0.3%増）となった。

#### 2 個人消費

令和2年度の実質民間最終消費支出は、実額で282.3兆円（令和元年度299.7兆円）、前年度比5.8%減（令和元年度1.0%減）となった。

#### 3 住宅投資

令和2年度の新築住宅着工件数は81.2万戸（令和元年度88.4万戸）で前年度比8.1%減（令和元年度7.3%減）となった。

実質民間住宅投資は、実額で18.9兆円（令和元年度20.4兆円）、前年度比7.2%減（令和元年度2.5%増）となった。

#### 4 設備投資及び鉱工業生産

令和2年度の実質民間企業設備投資は、実額で84.3兆円（令和元年度90.5兆円）、前年度比6.9%減（令和元年度0.6%減）となった。

令和2年度の鉱工業生産指数（平成27年=100）は90.4（令和元年度99.9）となり、前年度

比 9.5%減（令和元年度 3.8%減）となった。

## 5 国際収支

令和2年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で 69.5 兆円（令和元年度 75.9 兆円）、前年度比 8.4%減（令和元年度 6.0%減）となり、輸入は実額で 68.2 兆円（令和元年度 77.2 兆円）、前年度比 11.6%減（令和元年度 6.3%減）となった。

## 6 労働力需要

令和2年度の有効求人倍率は 1.10 倍（令和元年度 1.55 倍）と 0.45 ポイント低下し、完全失業率は 2.8%（令和元年度 2.4%）と 0.4 ポイント上昇した。

## 7 物価動向

令和2年度の国内企業物価指数（平成27年＝100）は 100.2（令和元年度 101.6）となり、前年比 1.4%減（令和元年度 0.1%増）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（平成27年＝100）は 101.4（令和元年度 101.8）となり、前年比 0.4%減（令和元年度 0.6%増）となった。

## 第2節 租税収入状況

### 1 令和2年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和2年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、60兆8,216億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）55兆1,250億円に対して5兆6,966億円（10.3%）の増収となり、前年度の決算額58兆4,415億円に対して2兆3,801億円（4.1%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.6%と前年度の32.8%を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は前年度と同様18.5%であった。

### 2 主要税目別収入状況（令和2年度一般会計分）

#### (1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、15兆9,976億円であり、予算額に対して4,066億円（2.6%）の増収、前年度決算額に対して601億円（0.4%）の増収となった。

#### (2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆1,922億円であり、予算額に対して2,872億円（9.9%）の増収、前年度決算額に対して410億円（1.3%）の減収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は11兆2,346億円であり、予算額に対して3兆1,936億円(39.7%)の増収、前年度決算額に対して4,375億円(4.1%)の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆3,145億円であり、予算額に対して835億円(3.7%)の増収、前年度決算額に対して141億円(0.6%)の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、20兆9,714億円であり、予算額に対して1兆6,984億円(8.8%)の増収、前年度決算額に対して2兆6,187億円(14.3%)の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆1,336億円であり、予算額に対して94億円(0.8%)の減収、前年度決算額に対して1,137億円(9.1%)の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆582億円であり、予算額に対して112億円(0.5%)の増収、前年度決算額に対して2,226億円(9.8%)の減収となった。

### 3 令和2年度国税収入直接税割合

直接税(源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、復興特別所得税及び復興特別法人税)の特別会計分を含む税込総計に占める割合(決算額ベース)は55.8%と前年度の56.8%を下回った。